福島市公告第56号

社総金 市道 入江町・桜木町線 道路改良工事について、下記のとおり工事Ⅲ型による制限付一般競争入札を行う ので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。) 第164条に基づき公告する。

令和4年3月8日

福島市長 木幡 浩

	国的"大人"(19 III)				
	記				
1	工事名	社総金 市道 入江町・桜木町線 道路改良工事			
2	工事場所	福島市 八島町 地内			
3 工事概要 施工延長 L		施工延長 L=317.8m W=12.0m			
4 履行期限 令和5年3月17日(金		令和5年3月17日(金)			
5 予定価格 事後公表		事後公表			
6	最低制限価格	無			
	低入札価格調査について				
7	① 調査基準価格	有			
	② 失格基準価格	有			
	③ 工事費内訳書の提出	要(様式5・様式5-2)			
8	入札参加形態	単体及び共同企業体の混合			
	単体企業及び特定建設工 事共同企業体競争入札参 加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該工事に係る競争入札参加資格の 確認を受けた者			
	① 地方自治法施行令第1	67条の4の規定に該当しない者			
	② 単体企業及び特定建設に登録されている者	工事共同企業体の場合における構成員が令和3・4年度福島市工事等請負有資格業者名簿			
	③ 福島市において競争入	札参加停止期間中でない者			
	よる和議開始の申立て 生法(平成11年法律) 開始の決定日以降の日	津第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定に、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再第225号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項のの通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清いる者でないこと。			
	単体企業で入札に参加する	場合の資格要件			

9

1	登録内容	一般土木工事の登録のある者				
2	所在地区分	市内に本店を有する者				
3	建設業許可区分	土木工事業について特定建設業の許可を有する者				
4	技術者の配置	建設業法第26条における技術者等を配置できる者				
(5)	資格総合点数	一般土木工事の資格総合点数が900点以上である者				
6	工事施工実績					
	共同企業体を結成する場合の資格要件					
1	構成員の数	構成員は3者以内とする				
2	構成員の組合せ	構成員の組合せは代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする				

ただし、他の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする ③ 代表構成員 代表構成員は構成員のうち出資比率の大きい方でなければならない

2者の場合:構成員の最小出資率30%以上とする ④ 構成員の最小出資比率

3者の場合:構成員の最小出資率20%以上とする

		代表構成員の資格要件		
		i	登録内容	一般土木工事の登録のある者
		ii	所在地区分	市内に本店を有する者
	(5)	iii	建設業許可区分	土木工事業について特定建設業の許可を有する者
		iv	技術者の配置	建設業法第26条における技術者等を配置できる者
		V	資格総合点数	一般土木工事の資格総合点数が900点以上である者
		vi	工事施工実績	
		その	の他の構成員の資格	要件
		i	登録内容	一般土木工事の登録のある者
		i	所在地区分	市内に本店を有する者
	6	ii	建設業許可区分	土木工事業について特定又は一般建設業の許可を有する者
		iii	技術者の配置	建設業法第26条における技術者等を配置できる者
		iv	資格総合点数	一般土木工事の資格総合点数が750点以上である者
		V	工事施工実績	
	設詞	計図	書等の閲覧・貸与に	こついて
	1	閲覧	覧・貸与場所	福島市財務部契約検査課
	(D)	期間	II.	令和4年3月8日(火)から令和4年3月23日(水)までの毎日
	٧	期間		(ただし、土・日・祝日等の休日を除く) 午前9時から午後4時まで
	3	貸与	5方法	貸出票による(先着順) 貸出日の翌日10時までの1日間
10		質問	引について	
		i	質問方法	書面(様式6・様式6-2)により、契約検査課に持参すること(郵送・電送は不可)
	4	ii	質問期限	令和4年3月23日(水) 正午まで
		iii	質問に対する回答	福島市ホームページに掲載
			回答閲覧期間	令和4年3月29日(火)から令和4年4月13日(水)まで
	Ŭ		つ他	期間内に設計図書等の閲覧・貸与されない方は入札参加申請できません
	入村	扎参	加資格の確認申請に	こついて (共同企業体の場合構成員のいずれかが閲覧又は貸与を受けること)
		提出書類		・技術資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。
				・提出された技術資料を市は無断で使用することができないものとする。
				・提出された提出資料の返却、差替えは認められない。
		i	資格確認申請書	別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書(単体企業の場合) 別紙様式1-2 競争入札参加資格確認申請書(特定建設工事共同企業体の場合)
	(1)	ii	特定建設工事共同 企業体協定書	特定建設工事共同企業体協定書の写し (特定建設工事共同企業体で参加する場合)
	_	iii	施工実績	
11		iv 配置予定の技術者		別紙様式3 配置予定技術者の資格・工事経歴(資料は①)
			配置予定の技術者	(ただし、特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員のみ)
			①土木施工管理技士等の技術検定合格証明書の写し添付	
	2	V	その他の提出書類	・入札日において有効期限内である総合評定値通知書の写し (ただし、特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員及びその他の構成員)
		提片	出方法	窓口へ持参(郵送・電送は不可)
	3	提出	出先	福島市財務部契約検査課
	4	提出期間	令和4年3月9日(水)から令和4年3月30日(水)まで	
		#C 1-1/911₽J		(ただし、土・日・祝日等の休日を除く) 午前9時から午後4時まで

		令和4年4月4日(月)ただし入札参加資格者は入札時まで非公表			
12	入札参加資格の決定	・競争入札参加資格確認通知書及び入札書は決定後郵便にて送付			
	, ,,=,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる			
	入札方法について				
	① 入札方法	入札執行回数は原則として2回を限度し、郵便、電信による入札は不可			
	② 入札日時	令和4年4月13日(水) 午前10時00分			
13	③ 入札場所	福島市役所東棟入札室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]			
		・競争入札参加資格確認通知書(写)を必ず持参すること			
	④ その他	・入札書は封筒に入れ、工事費内訳書(様式5・様式5-2)を同封すること			
		・競争入札心得による。(市ホームページ参照)			
14	入札保証金	免除			
15	契約保証金	請負代金の100分の10以上の額とし、福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結			
16	支払条件・契約条項	福島市工事請負契約約款及び競争入札心得11条による			
17	特約条項	本件は低入札価格調査を適用するため、福島市低入札価格調査実施要領に基づく調査 基準価格以下で入札した者を落札者とした場合は、同要領第12条に基づく特約条項を 加えて当該落札者と契約を締結する。			
18	契約書作成の要否	要			
19	火災保険等の付保	設計図書等による。			
20	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、市長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。			
21	入札の中止について	1、本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。 2、本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。			
22	地元企業等への受注機会 の拡大ついて	1、本工事の履行に際し、下請契約を締結する場合は、極力、福島市内に本店又は支店・営業所等を有する者を選定又は工事に参加できるよう配慮すること 2、本工事の履行に際し、建設資材等の購入契約を締結する場合は、福島市内に本店又は支店・営業所等を有する者を基本として選定するよう配慮すること 3、調達する建設資材等は、規格、品質が条件を満足するものについては福島市内又は福島県内産を基本として、購入又は優先使用すること			
23	その他	本件に係る入札参加申請時の配置予定技術者は単体の場合は1名とし、特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員のみの1名とする。 なお、特定建設工事共同企業体が落札された場合は、契約書提出時に代表構成員及びその他の構成員の配置予定技術者について工事施工届にて提出すること			
24	問い合わせ先	財務部契約検査課 [〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]			